

平成二十二年農林水産省令第四十一号

口蹄疫対策特別措置法施行規則

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)第四条第一項、第三項及び第四項、第六條第三項、第四項及び第六項、第十七條、第二十条並びに第二十四条の規定並びに口蹄疫対策特別措置法施行令(平成二十二年政令第四百十六号)第一条第三項(同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、並びに同令を実施するため、口蹄疫対策特別措置法施行規則を次のように定める。

(ねずみ等の駆除等の実施の方法)

第一条 口蹄疫対策特別措置法(以下「法」といふ。)第十七条の消毒又は駆除の実施については、次に掲げる基準に従い行うものとする。  
一 対象となる場所の状況、口蹄疫の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒又は駆除の実施が可能である方法により行うこと。  
二 消毒又は駆除を実施する者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。  
三 必要に応じ家畜防疫員の技術的指導、助言等を求めること。

(証票の様式)

第二条 法第二十四条の規定による証票は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別記様式第三十一号によるものとする。

様式(一)(第五条関係)

様式(一) (第五条関係) 口蹄疫対策特別措置法施行規則 第四十九条 第一項 第一号 口蹄疫対策特別措置法施行規則 第四十九条 第一項 第一号 口蹄疫対策特別措置法施行規則 第四十九条 第一項 第一号

様式(二)(第五条関係)

様式(二) (第五条関係) 口蹄疫対策特別措置法施行規則 第四十九条 第二項 第一号 口蹄疫対策特別措置法施行規則 第四十九条 第二項 第一号

様式(三)(第五条関係)

様式(三) (第五条関係) 口蹄疫対策特別措置法施行規則 第四十九条 第二項 第二号 口蹄疫対策特別措置法施行規則 第四十九条 第二項 第二号

様式四（第五条関係）

養豚分種台帳	
日蘭豚分種台帳設置法第六條第二項の規定により実施した措置について、 関係事項の届出により報告を交付します。	
世帯 氏名	年 月 日
敷 地	郵便番号
原	
一 豚分種の対象となった家畜の種類	
二 豚分種を実施した種別となる理由	
三 豚分種を実施した理由	
四 豚分種を実施した日時、場所及びその方法	
五 その他関係と認めらる事項	

農林水産省  
家畜伝染病予防法施行規則  
第三十八條

農林水産省  
家畜伝染病予防法施行規則  
第三十八條

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二十二日農林水産

省令第三十八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を  
改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一  
日）から施行する。

附則（平成二十二年六月四日法律第四四  
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日  
限り、その効力を失う。